

申込先

名古屋市住宅都市局 耐震化支援室
〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1 (市役所西庁舎3F)

FAX | 052-972-4179 TEL | 052-972-2921

※持参する場合は、市役所耐震化支援室(西庁舎3階)、各区役所総務課、支所庶務係、各区消防署総務課まで
※郵送する場合は、「のりしろ」にのりを付け、同じ番号部分を貼り合わせ、封筒にしてポストに投函してください

㉞

R4.4

(やまおり)

4 6 0 8 7 9 0
4 3 5

名古屋市住宅都市局 耐震化支援室

名古屋市住宅都市局 耐震化支援室 行

料金受取人払郵便

名古屋中局
承認
9199

差出有効期間
令和5年2月
15日まで
(切手不要)



(やまおり)

住所

氏名



| 昭和56年以前に建築された木造住宅をお持ちの方へ |
名古屋市が指定した「耐震診断員」を派遣し、
外部・内部・床下等の状態を調査します。

木造住宅 耐震診断

無料

名古屋市が実施

耐震診断は名古屋市が
実施する事業だから、
安心です

耐震診断は無料

耐震診断にかかる
費用は名古屋市が負担します。
だから無料!!

お申込みも簡単

申請書に記入し、
郵送するだけ!

支援制度あり

最大**100万円**
サポートします!

- 震度6強から震度7程度の大規模な地震が発生したときの倒壊の可能性を「判定値」という数字を使って判定します。
- 「判定値」を知ること、耐震対策の検討に活用できます。

**今、震災時における「在宅避難」の意識が高まっています。
安全な「在宅避難」に向けて、まず耐震診断のお申込みを!**

※予算に限りがあるため、詳しくは耐震化支援室までお問い合わせください。

| お問い合わせ先・申請先 |

名古屋市住宅都市局 耐震化支援室

TEL | 052-972-2921 FAX | 052-972-4179
〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1 (市役所西庁舎3F)



名古屋市 耐震診断 検索
◎申請様式は、ダウンロードできます

木造住宅無料耐震診断を受けるには

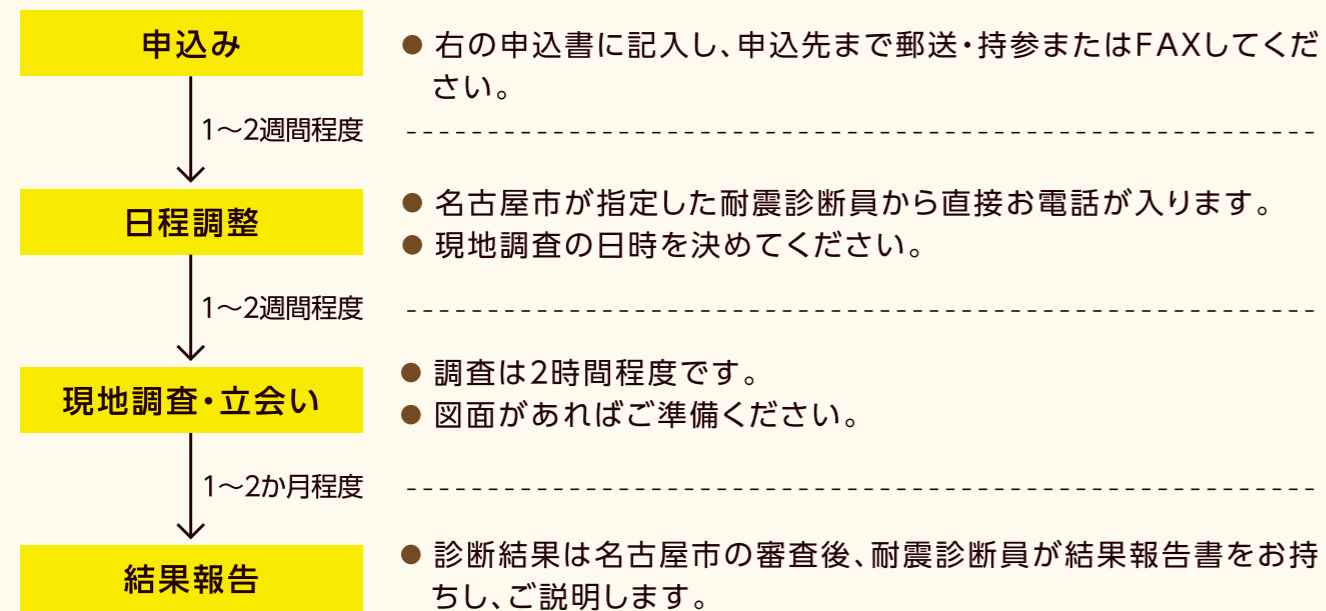
- 対象住宅** 以下のすべての要件を満たすもの
- **昭和56年(1981年)5月以前に着工した木造住宅**
(戸建て、併用住宅、長屋、共同住宅)
※プレハブ、ツーバイフォー工法等は対象外
※店舗等と併用の場合は、住宅部分の床面積が延べ床面積の1/2以上であること。
 - 2階建て以下
 - 名古屋市内にあること

- 申込者** **対象住宅の所有者**
※長屋で所有者が異なる場合(区分所有)は、所有者全員の申し込みが必要です。
※共有建物の場合は、所有者のうち一人が申込者となります。

- 注意事項** **※必ずお読みください!**
- 調査では、建物の外部や内部の目視調査を行います。
 - 貸家の場合は原則借家人全員の同意が必要です。
 - 構造によっては診断できない場合があります。
 - 住宅として利用予定のないものは申し込みできません。

- 申込期間** **4月～翌年1月末日**
(郵送の場合は1月末日消印有効)

耐震診断の流れ



耐震改修助成について

無料耐震診断の結果、判定値1.0未満とされた対象住宅は、名古屋市の**耐震改修助成制度**を利用できる場合があります。 ※建物は適法で適切に納税されている必要があります。



名古屋市民間木造住宅耐震診断申込書

(宛先) 名古屋市長

年 月 日

耐震診断を希望するので、次のとおり申し込みます。

① （きりとり）	フリガナ				
	氏名	※法人その他の団体の場合は、名称及び代表者氏名 ※区分所有の場合は、すべての区分所有者の申し込みが必要です。			
	生年月日	明・大・昭・平・令	年	月	日生
	電話番号	()	-	連絡希望時間	時 頃
住所	〒	-	※法人その他の団体の場合は所在地		
住宅概要	建築年月	明・大・昭	年	月	住宅の階数 (○で囲む)
		※必ずおおむねの年を記入 ※昭和56年6月以降着工は対象外		・平屋建て ・2階建て	床面積 坪 m ²
	利用形態	・専用住宅(一戸建て) ・併用住宅 ・長屋(戸中 戸入居) ・共同住宅(戸中 戸入居)			
	住宅所在地 (申込者住所と違う場合)	〒 -			
借家人の同意 注1	※借家の場合は借家人全員の同意が必要です。 ※建物に立ち入り、すべての部屋を調査する必要があります。				
その他連絡事項	氏名(自署) 氏名(自署) ※調査日について、都合の悪い日時や希望する曜日(土・日も可)等があれば記入してください。 ※診断員から連絡しますので、他に連絡のつく番号があればご記入ください。				

注1 借家人の同意欄が足りない場合は、名古屋市耐震化支援室までお問い合わせください。

注 名古屋市民間木造住宅耐震診断実施要綱第4条第2号の規定(名古屋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でない者で、かつ、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者が所有する建築物であること。)に該当しないときは、耐震診断員を派遣しません。また、耐震診断員の派遣の決定後にその旨が判明したときは、耐震診断員の派遣を取り消し、耐震診断に係る費用を請求する場合があります。上記事由を確認する必要がある場合には、申込書に記載されている情報を愛知県警察本部に照会することがあります。

申込者アンケート(必須)	
この申込みのきっかけは何ですか?(1つに○)	耐震診断をお申込みいただく住宅の耐震改修についてどのように考えていますか?(1つに○) ※回答は、診断員の派遣の際の参考にさせていただきます。
1. 広報などや 2. 市からの案内チラシ 3. 市のホームページ 4. 新聞やテレビ報道等 5. 家族や親戚の勧め 6. 町内や近所の人からの勧め 7. 市派遣の耐震相談員の勧め 8. 工務店や建設業者等の勧め 9. その他()	1. 耐震改修を予定している 2. 特に予定はないが、関心はある 3. 耐震診断結果次第で関心を持つ可能性がある 4. 関心はない
ご協力ありがとうございました	